

「(仮称) 中小製造業×クリエイター コラボレーション事業」 企画・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

「(仮称) 中小製造業×クリエイター コラボレーション事業」企画・運営業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

市内中小製造業が、各社が抱える製造業の課題（製品デザイン、展示会における技術力の効果的な発信方法、企業ブランディング、人材確保、パンフレットやHP作成等）をデザイナー・クリエイターとのコラボレーションによりデザインの視点を取り入れ、解決することを目指す。

また、これにより、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化に資することを狙いとする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

金7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 共同企業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選

定された場合は、共同企業体協定書を契約締結までに神戸市に提出すること。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (4) 神戸市指名停止基準(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと
- (7) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- (8) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5. スケジュール

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始 | 平成 31 年 4 月 23 日 |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 平成 31 年 5 月 17 日午後 5 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 平成 31 年 5 月 23 日（予定） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 平成 31 年 6 月 11 日 午後 5 時まで |
| (5) 選考審査会 | 平成 31 年 6 月 18 日/19 日（予定） |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| (6) 委託事業者決定・企画詳細調整 | 平成 31 年 6 月下旬～7 月（予定） |
| (7) 参加企業及び参加デザイナー・クリエイター募集 | 平成 31 年 7 月～8 月（予定） |
| (8) 事業実施 | 平成 31 年 8 月～平成 32 年 3 月(予定) |
| (9) 業務完了・事業実施報告書等提出 | 平成 32 年 3 月中（予定） |

6. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 平成31年4月23日から平成31年5月17日 午後5時まで
- ② 提出場所 本要領10に定める担当部署
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
- ④ 提出書類
 - a. 参加申込書（様式1号）
 - b. 参加資格確認書（様式2号）
 - c. 法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）
 - ※ 提出日から起算して3ヶ月以内に、本要領10に定める担当部署に別件契約又はプロポーザルのために提出済みであり、かつ、内容に変更がない場合は提出不要
 - ※神戸市の入札参加資格がある場合は提出不要。
 - d. 団体概要（様式3号）【7部】
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体は（様式4号）を使用すること
 - e. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）
 - ※ 滞納がないことが証明する納税証明書によること
 - ※ 当該市町村において、上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること
 - ※神戸市の入札参加資格がある場合は提出不要
 - f. 誓約書（様式5号）
 - ※神戸市の入札参加資格がある場合は提出不要
 - g. 共同企業体結成届出書（様式6号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
 - ※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記のc～fを提出すること。
- ⑤ 提出部数 各1部（※dのみ【7部】ご提出ください）

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 平成31年4月23日から平成31年5月17日午後5時まで
- ② 提出方法 質問票(様式5号)に質問を記入し、本要領10に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
電子メールのタイトルは必ず「中小製造業×クリエイター コラボレーション事業に関する質問」とすること。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書・見積書の提出

- (1) 受付期間 平成31年4月23日から平成31年6月11日午後5時まで
- (2) 提出場所 本要領10に定める担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 企画提案書の提出【7部】
 - a. 様式自由・A4サイズ
 - b. 表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと
 - c. 必須記載項目（①～⑦の順に記載すること）
 - ① プログラム内容
 - ② 参加企業及び参加デザイナー・クリエイター募集のチラシイメージ
 - ③ 参加者の確保策（情報発信及び拡散方法）
 - ④ 事業実績の発信方法
 - ⑤ 実施スケジュール案
 - ⑥ 業務実施体制
 - ⑦ コーディネーター候補者のプロフィール及び業務経歴なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を行うことは可とする。
- (5) 見積書及びその明細書の提出【1部】
 - a. 様式：任意
 - b. 用紙サイズ：A4サイズ
 - c. 記載項目：
 - ア) 見積年月日
 - イ) 見積書の有効期限（平成31年7月31日以降の日付とすること）
 - ウ) 事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び連絡先）
 - エ) 法人及び代表者の印を押印すること
 - オ) 見積金額
 - ・明細書には、人件費（人の雇い入れに係る給与等＜諸手当、社会保険料、健康診断料＞、謝金、旅費等）と人件費以外の事業経費（機器・物品等のリース経費、原材料、各種事務用品等の調達経費、印刷物等の経費、会議会場等借料、通信運搬費等）を分けて記載すること。なお、人件費以外の事業経費は委託金額全体の50%未満とすること。
 - ・事業を実施するために財産を取得する場合、原則として取得価格又は効用の増加価格が30万円未満のものに限る。
 - カ) 消費税及び地方消費税額の算定においては、平成31年9月30日までに執行が完了する業務に係る費用については税率8%を、平成31年10月1日以降に執行が完了する業務に係る費用については税率10%を乗じて算出すること。

8. 選定方法及び結果の通知

「(仮称) 中小製造業×クリエイター コラボレーション事業」受託事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)で、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とします。

(1) 事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)

- ① 日付 平成31年6月18日もしくは19日(詳細は決定次第、参加申請者に別途通知)
- ② 場所 神戸市役所内
- ③ 内容 企画提案書によるプレゼンテーション

(2) 選定基準

① 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出する。

総合点(120点満点)

内容点(100点) + 地元企業に対する優先的扱い(内容点の10%) + 価格点(10点)

② 内容点

内容点は、100点満点とし、P7の「1 目標達成に向けた工夫」「2 実施体制」の項目において審査を行う。各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

③ 地元企業に対する優先的扱い

提案者の本社所在地が神戸市内である場合に、内容点に0.1を乗じた点数を付与する。

④ 価格点

価格点は、10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する(小数点以下第1位は四捨五入)。

価格点(10点満点) = $10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$

⑤ 評価点が高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「1 目標達成に向けた工夫」の点数が高い事業者を契約の相手方の候補者とする。

(3) 選定結果の通知

平成31年6月下旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。

9. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- ② 全ての提出書類は、返却しない。
 - ③ 提出書類を、本プロポーザル実施以外の目的で、応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - ④ 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
 - ⑤ 本要領に定めのない事項については別途協議によるものとする。
- (2) プロポーザル参加の辞退
- 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式8号）」により本要領10の担当部署に届け出ること。

10. 担当部署・連絡先

神戸市 経済観光局 経済政策課 都市型創造産業担当 高見・平井

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

【電話番号】078-322-6698

【FAX 番号】078-322-6073

【Eメール】etb_zigyo@office.city.kobe.lg.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

※持参による場合は、事前に電話連絡すること

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

評価項目

評価項目	採点基準	配点
1 目標達成に向けた工夫		60
企画内容	企画内容について参加企業に対し訴求的・魅力的なものであるか。	20
企画内容	企画内容について参加デザイナー・クリエイターに対し訴求的・魅力的なものであるか。	20
参加者数の確保	参加者を集めるための工夫がされているか。	10
事業実績の発信	事業終了後、事業実績を効果的に発信できるような手法の提案があるか。	10
2 実施体制		40
スケジュール	業務内容の実施スケジュールが具体的で合理的なものであるか	10
実施体制の確保	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	10
コーディネーターの実績	コーディネーターの実績が十分に備わっているか	20
3 地元企業に対する優先的取扱い		10
提案者の本社所在地又は支店・出張所等が神戸市内にあること	内容点×0.1 ※小数点第1位四捨五入	10
4 事業費		10
提案額の適正さ	価格評価点=10点満点×(最低提案価格/事業者の提案価格)※小数点第1位四捨五入	10
		120